

人工生殖の規制問題

要約

産婦人科のA医師は、Bさん夫妻とCさん夫妻の2組の不妊治療にあたっている。Bさんの場合は、男性の側に原因があり、非配偶者人工授精（A I D）を行うことになっているが、次のような問い合わせをしてきた。

- (1) Bさん夫妻は別姓問題で主義として法律上届けを出していない（事実婚状態）。だが、それ以外は実質的にもまったく夫婦として10年生活している。だから夫婦に限るという要件を実質的に満たしており、人工授精を受けさせて欲しい。
- (2) ドナーについてどのような要望が出せるのか。たとえば、学歴や背の高さなどは希望が出せるのだろうか。
- (3) 子が生まれた場合、人工生殖で生まれたことをしかる時期に告げるべきだろうか。

Cさんの場合は女性のほうに問題あり、卵子をC夫人の妹さんから提供してもらうという。それが認められるか否か、認められるとしてどのような点を考えるべきか、という問い合わせである。その中には、若干の謝礼はかまわないかとか、生まれてきた子にこの経緯を告げるべきかなどの問題が含まれている。

論点

1

ドナーへの要望について。

優秀な遺伝子を選ぶのではなく、自分に似た人の遺伝子を選んだり
血液型が同じ人のもを選ぶ程度の選別でも許可されないのか？

2

今の制度だと「子供は欲しいが出産という行為が嫌だ」という理由でも代理母出産を依頼
することが可能である。

(体型が崩れるのを恐れる人や仕事を休めない人、以前に難産を経験して死にかけた人など
が考えられる)

これは許可してもいいのか？

3

体外受精を上手く利用すれば「できちゃった婚」を装うことも十分可能であると思われる。

体外受精を許可することは近年増え続けている結婚詐欺、偽装結婚、できちゃった婚など
の諸問題を複雑化することに繋がるのではないか？

資料

厚生労働省「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療の整備に関する報告書」

(1)精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者の条件

子を欲しながら不妊症のために子供を持つことができない法律上の夫妻に限ることとし、自己の精子・卵子を得ることが出来る場合には精子・卵子の提供を受けることはできない。

加齢により妊娠できないものは対象とならない。

・ A I D

精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦のみが、提供された精子による人工授精を受けることができる。

・ 提供された精子による体外受精

女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による体外受精を受けることができる。

・ 提供された卵子による体外受精

卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された卵子による人工授精を受けることができる。

・ 提供された胚の移植

子の福祉のために安定した養育環境の整備が十分になされることを条件として、胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に対して、最終的な選択として、胚の移植を認める。

ただし、提供を受けることができる胚は、他の夫婦が自己の胚移植のために得た胚に限ることとし、精子・卵子両方の提供によって得られる胚の移植は認めない。

(2)精子・卵子・胚の提供を行うことができる者の条件

精子を提供できる人は、満 55 歳未満の成人とする。

卵子を提供できる人は、既に子のいる成人に限り、満 35 歳未満とする。ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいる必要はない。

国内で行われた非配偶者間体外授精

- ・非配偶者間体外受精 160組に実施 84人が出産 計124人の子供が誕生
 - ・卵子提供の体外受精 111組に実施 40人が出産 計53人の子供が誕生
 - ・精子提供の体外受精 49組に実施 44人が出産 計71人の子供が誕生
- ・卵子の提供者 妻の姉妹 87人 いとこなど親類 12人 友人・知人 12人
 - ・精子の提供者 夫の兄弟 23人 父 24人 友人 2人

妊娠した女性の大半は20～30歳だったが、40歳超が7人おり、最高は46歳だった。

2007/7/16 読売新聞

非配偶者間人工授精の治療成績

	患者総数	AID周期総数	妊娠数	出生児数
1998年	1711	3497	285	188
1999年	1134	6059	343	221
2000年	1350	5838	257	119
2001年	1322	5701	260	161
2002年	2521	3649	265	133

(日本産婦人科学会報告)

強制認知 認知の訴えはいつまでできるのか。

父親が活着ている間は、いつでも出来ます。

つまり、父親が活着ているのであれば、永遠に認知の訴えが出来るということになります。

もちろん、消滅時効というものもありません。

父親が死亡した場合は、父親が死亡した日から3年過ぎると、認知の訴えはできなくなります。

ただ、裁判所も子供の福祉を考慮しますので、家族法関係は一概には言えないことも多いです。

3年過ぎてもどうしても、認知をしてほしいということであれば、弁護士に相談することをお勧めします。

民法第七百八十七条

子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。
ただし、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

強制認知 認知の訴えはいつまでできるのか。

不倫悩み相談室 不倫、慰謝料の基礎知識より

強制認知裁判の実態

現在子は6ヶ月で、新年早々にも認知について調停を考えています。子の父親とは子が産まれて会っていません。できれば会いたくはないと考える場合(自分と子を守りたいため)弁護士を代理人として立てなければならぬということでしょうか？

強制認知についてですが、DNA鑑定を拒否された場合はどうなるのでしょうか？子が産まれる前から断固！認知・養育費は払わないと言ってます。

1)調停は、「両当事者の話し合い(による問題解決)の場合」ですから、申立てた側が「顔を合わせたくない」というのでは、代理人(弁護士)を頼まなくては調停になりません。

代理人(弁護士)を頼んでも、代理人同席のもとで顔を合わせなければならない場面も出てきます。

(2)調停において子の父親が認知する事に同意すれば、「合意に相当する審判」=家事審判法 23 条審判がされ、その審判書を添えて子の戸籍の届けをする事により、子の戸籍に認知を受けた旨の記載・父の氏名の記載が行われます。

(3)調停において子の父親が認知する事に同意しないときは、調停は不調となり、改めてあなたの側から「認知の訴え」という「人事訴訟」を家庭裁判所に起こす事になります。

訴訟においては、

『相手方が裁判所に出頭しない場合や、出頭してもDNA鑑定を拒否した場合は相手方が嫌がっても、裁判所の権限で強制認知になる可能性が高いです。

つまり、出頭拒否や鑑定拒否は、事実上、自分の子であると認めたと判断されます。

過去の事例をみると、相手の同意なしに認知成立している場合は出頭拒否や鑑定拒否がほとんどです。』

<http://www.tuyuki-office.jp/rikon4095.html>

『裁判で、父親が鑑定への協力を拒否した場合は、不利益に扱われ、鑑定なしで、認知を認める場合が多いと言えます。』

<http://www22.big.or.jp/~konsakai/ninchiyouikuhi.htm>

なお、認知の訴えに勝訴し、認知を認める判決を得れば、その判決書を添えて子の戸籍の届けをする事により、子の戸籍に認知を受けた旨の記載・父の氏名の記載が行われます。



「強制認知」より

代理母の募集方法

(1) 家庭で読まれる雑誌（主に家庭の主婦を対象にした雑誌）などに、募集広告を出す。

(2) KB Planning の企業ウェブサイトで、随時募集を受け付ける。

(3) 代理母のサポートグループ、及び代理出産を実際に行い、子供に恵まれた人たち、あるいは、代理出産をこれから行なおうとしている人たち（Intended Parents）のサポートグループを通し、それらの人たちから代理母候補を紹介してもらう。

(4) 代理母出産の情報ウェブサイトで募集広告を出す。

(5) 他の代理母エージェンシー（KB Planning と提携しています）から、代理母候補を紹介してもらう。

(6) 私達（キヌコ・ブラウン、William Brown）の代理母であった、Shana（多くの代理母同士で、交流があります）に代理母候補を紹介してもらう。

などの、多種多様な方法を用いています。

代理母は、カリフォルニア州全土から選ぶことにしていますので、こういった数多くの交流を通じて募集することが、求められるのです。

KB・PLANNING 代理母ドットコムより